

議案第52号

大口町表彰条例の一部改正について

大口町表彰条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成24年9月5日提出

大口町長 森 進

(提案理由)

この案を提出するのは、本町の表彰に係る基準等を整理することに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町表彰条例の一部を改正する条例

大口町表彰条例(昭和47年大口町条例第22号)の一部を次のように改正する。

第3条第4号を次のように改める。

(4) 社会福祉に貢献したもの

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を削り、同条第8号中「並びに水、火災その他」を「及び」に改め、同号を同条第6号とし、同条第9号中「交通安全」を「環境保全又は交通安全」に改め、同号を同条第7号とし、同条第10号中「篤行者」を「善行者」に改め、同号を同条第8号とし、同条第11号中「表彰する」を「表彰すること」に改め、同号を同条第9号とする。

第4条第2号中「在籍」を「在職」に改め、同条第3号中「助役、収入役又は副町長」を「副町長又は教育長」に、「在籍」を「在職」に改め、同条第4号中「12年以上在籍」を「16年以上在職」に改め、同条第6号中「在籍」を「在職」に改める。

第5条中「そえて」を「添えて」に改める。

第6条を次のように改める。

(自治功労者の礼遇)

第6条 自治功労者に対しては、次のとおり礼遇する。

- (1) 町の行う重要な儀式、行事等において特に礼遇する。
- (2) 自治功労者が死亡したときは、町長が葬儀に参列する。

第7条の見出し中「取消」を「取消し」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成24年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の大口町表彰条例第4条第4号の在職年数を満たしている者は、改正後の大口町表彰条例第4条第4号の在職年数を満たしている者とみなす。

大口町表彰条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(一般表彰)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 社会福祉に貢献したもの</u></p> <p><u>(5) 保健衛生に貢献したもの</u></p> <p><u>(6) 治安の維持及び災害の防護に貢献した</u> もの</p> <p><u>(7) 環境保全及び交通安全の推進に貢献した</u> もの</p> <p><u>(8) 善行者</u>で特に町民の模範と認められるもの</p> <p><u>(9) その他特に表彰することを適当と認める</u> もの</p> <p>(自治功労者表彰)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 議会の議員として12年以上<u>在職</u>した もの</p> <p>(3) <u>副町長又は教育長</u>として12年以上<u>在職</u> したもの</p> <p>(4) 教育委員会委員として<u>16年以上在職</u>した もの</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 町の消防団長として12年以上<u>在職</u>した もの、及び副団長として18年以上在職した もの</p> <p>(7)及び(8) 略</p> <p>(表彰の方法)</p> <p>第5条 表彰の方法は、表彰状に記念品又は金 員を<u>添えて</u>行う。</p> <p><u>(自治功労者の礼遇)</u></p> <p>第6条 <u>自治功労者に対しては、次のとおり礼</u></p>	<p>(一般表彰)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 社会事業に尽瘁したもの</u></p> <p><u>(5) 民生の安定に貢献したもの</u></p> <p><u>(6) 保健衛生に貢献したもの</u></p> <p><u>(7) 納税、貯蓄に貢献したもの</u></p> <p><u>(8) 治安の維持並びに水、火災その他災害の</u> 防護に貢献したもの</p> <p><u>(9) 交通安全の推進に貢献したもの</u></p> <p><u>(10) 篤行者</u>で特に町民の模範と認められる もの</p> <p><u>(11) その他特に表彰するを適当と認めるも</u> の</p> <p>(自治功労者表彰)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 議会の議員として12年以上<u>在籍</u>したも の</p> <p>(3) <u>助役、収入役又は副町長</u>として12年以 上<u>在籍</u>したもの</p> <p>(4) 教育委員会委員として<u>12年以上在籍</u>した もの</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 町の消防団長として12年以上<u>在籍</u>した もの、及び副団長として18年以上在職した もの</p> <p>(7)及び(8) 略</p> <p>(表彰の方法)</p> <p>第5条 表彰の方法は、表彰状に記念品又は金 員を<u>そえて</u>行う。</p> <p><u>(自治功労者の礼遇)</u></p> <p>第6条 <u>自治功労者が死亡したときは、町長が</u></p>

新	旧
<p><u>遇する。</u></p> <p>(1) <u>町の行う重要な儀式、行事等において特に礼遇する。</u></p> <p>(2) <u>自治功労者が死亡したときは、町長が葬儀に参列する。</u></p> <p>(礼遇の<u>取消し</u>及び停止)</p> <p>第7条 略</p>	<p><u>葬儀に参列する。</u></p> <p>(礼遇の<u>取消</u>及び停止)</p> <p>第7条 略</p>